



福祉施設版

NEWS LETTER

2023年2月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-4-7 イマス浜田ビル3階
TEL: 03-6302-0475 / FAX: 03-6302-0474

令和4年度第二次補正予算による支援策

令和4年度第二次補正予算が成立しました。福祉分野ではこれまでと同様、人材不足を緩和するための負担軽減や待遇改善に重点が置かれています。今回の補正予算に組み込まれた福祉分野の支援策を確認します。



デジタル化やロボット化を後押し

主要施策は以下のとおりです。

介護職員の待遇改善の支援策

介護ロボット開発等加速化事業

- 生産性向上の取組支援、相談窓口の運営の充実

ケアプランデータ連携システム構築事業

- ワンクリック登録機能、ファイル印刷機能、介護報酬請求から利用料を差引くための連携機能など、機能追加に伴う改修

介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業

- 介護職員処遇改善加算等の新規取得や上位区分の加算取得の支援、専門家による個別指導等

障害福祉分野の負担軽減の支援策

障害福祉分野のロボット等導入支援事業

- ロボット等導入費用や体験会開催費用を補助

障害福祉分野のICT導入モデル事業

- ICT導入経費を助成し、効果測定を実施

障害福祉サービス等支援体制整備事業

- 加算の新規取得や上位区分の加算取得の支援
- 社会保険労務士等の派遣による個別の助言・指導

人材確保の支援策

介護福祉士修学資金等貸付事業

- 介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施(学費月額5万円など)
- 福祉・介護職5年間継続従事事で返済を全額免除

災害・減災や災害復旧への支援策

社会福祉施設等の耐災害性強化

- 耐震化に伴う改修・大規模修繕等
- 非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等

災害復旧支援(施設整備・設備整備)

- 被災した社会福祉施設等の災害復旧支援

この他、介護保険分野におけるマイナンバーカード活用や電子処方箋・電子カルテ等の医療情報との連携を見据えたシステム構築や調査のための費用も計上されました。

各支援策の詳細や募集については、随時決定・発表されます。厚生労働省や都道府県のホームページでご確認ください。

参考：厚生労働省「令和4年度厚生労働省第二次補正予算案の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/22hosei/index.html>

都道府県別にみる介護サービス受給者1人当たり費用額

高齢化が進む中、介護予防サービスや介護サービスの受給者数は増加を続けています。ここでは、2022年9月に発表された調査結果※から、介護サービス受給者1人当たり費用額をみていきます。

総数は20万円程度に

上記調査結果から、2022年4月審査分の介護サービス体系別の受給者1人当たり費用額をまとめると、下表のとおりです。

全国の1人当たり費用額は総数が199.6千円、居宅サービスが121.8千円、地域密着型サービスが179.9千円、施設サービスが313.7千円となっています。2021年4月分と比べると総数は1.1%の減少、居宅サービスは2.5%の減少、地域密着型サービスは増減なし、施設サービスが0.6%の増加という状況です。

都道府県別の状況

次に都道府県別の受給者1人当たり費用額をみると、総数は鳥取県の220.6千円が最も高くなりました。居宅サービスは沖縄県の152.7千円が、地域密着型サービスは山形県の224.3千円、施設サービスは富山県の328.1千円が最も高くなっています。都道府県によって、1人当たり費用額の高いサービス体系に違いがみられます。

貴施設の所在地では、どのサービスの受給者1人当たり費用額が高いでしょうか。

都道府県別介護サービス体系別受給者1人当たり費用額(2022年4月審査分、千円)

	総数	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス		総数	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
全国	199.6	121.8	179.9	313.7	三重県	199.3	125.2	169.6	309.1
北海道	190.0	97.6	184.9	309.7	滋賀県	197.3	113.0	169.6	315.2
青森県	202.9	130.7	215.2	309.0	京都府	192.1	109.7	170.6	325.0
岩手県	201.1	116.5	196.3	311.9	大阪府	199.8	137.9	158.1	324.0
宮城県	201.2	114.0	192.9	309.0	兵庫県	201.4	125.2	173.9	316.6
秋田県	199.4	126.2	189.1	303.3	奈良県	194.4	116.9	168.1	312.2
山形県	206.2	115.5	224.3	302.2	和歌山県	203.3	130.0	178.0	304.0
福島県	192.0	105.7	180.1	305.1	鳥取県	220.6	122.1	210.4	322.3
茨城県	194.9	109.4	184.0	303.5	島根県	205.4	110.6	177.0	309.0
栃木県	198.9	121.5	193.7	306.2	岡山県	204.0	114.0	207.3	310.9
群馬県	207.5	130.2	199.7	308.3	広島県	206.5	121.7	204.9	313.1
埼玉県	189.8	120.3	161.7	312.2	山口県	200.8	113.5	188.4	308.9
千葉県	190.5	118.0	161.8	314.2	徳島県	205.4	116.7	210.7	313.6
東京都	195.0	130.8	138.5	327.0	香川県	201.7	125.3	183.9	303.5
神奈川県	194.0	117.6	155.6	324.2	愛媛県	205.7	118.1	209.0	308.5
新潟県	210.8	119.2	210.1	308.8	高知県	207.6	104.6	188.8	322.1
富山県	202.3	109.2	179.7	328.1	福岡県	204.7	121.6	201.4	314.6
石川県	213.0	120.6	214.4	310.3	佐賀県	211.9	130.7	214.8	305.9
福井県	209.9	118.2	213.7	309.5	長崎県	199.8	112.5	205.9	306.3
山梨県	197.7	119.5	181.8	302.3	熊本県	202.7	118.5	201.5	315.5
長野県	203.2	115.0	172.7	306.4	大分県	205.4	136.9	203.2	310.2
岐阜県	202.6	123.9	191.7	302.6	宮崎県	211.7	142.2	191.2	305.7
静岡県	200.0	117.6	184.5	308.7	鹿児島県	210.2	106.0	204.4	309.4
愛知県	205.1	131.7	183.8	315.4	沖縄県	212.6	152.7	197.2	310.8

厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計の概況」より作成

※厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計の概況」

介護保険総合データベースに蓄積されている都道府県国民健康保険団体連合会の審査したすべての介護給付費明細書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票を集計対象としています。受給者1人当たり費用額は費用額/受給者数、費用額は審査月に原審査で決定された額で、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/kyufu/21/index.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q&A



『共働き夫婦の場合で 家族を健康保険の被扶養者とする場合の判断基準』



常勤の女性職員から、子どもを自分の健康保険の扶養に入れたいと相談がありました。現在、女性職員の子どものは、配偶者の健康保険の扶養に入っていますが、当施設では健康保険の被扶養者である子どもを対象に、家族手当を支給していることから、相談があったようです。そもそも共働きの場合、どのような基準で扶養に入れるかを判断するのでしょうか？



共働きで夫婦共に健康保険の被保険者の場合、子ども等の扶養家族がどちらの被保険者の被扶養者にも入れる基準を満たしていることがあります。その際、どちらの健康保険の扶養に入れるかは、夫婦の年間収入の差や主に生計を維持している者はどちらかなどを踏まえ、総合的に判断されます。

詳細解説：

1. 共働きの場合の被扶養者の認定

以前は男性(夫)の年収が女性(妻)の年収よりも多い世帯が大半でしたが、共働き世帯の増加に伴い、両者の年収が同程度または逆転している世帯も増えています。これにより、2021年8月に、夫婦共に健康保険の被保険者であり、2人で子ども等を扶養する場合(共同扶養)の被扶養者の認定基準が見直され、具体化かつ明確化されました。*主な基準は、次のとおりです。



- ① 被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)が多い方の被扶養者とする
- ② 夫婦の年間収入の差が年収の多い方の10%以内である場合は、「主として生計を維持する者」の被扶養者とする

健康保険の被保険者の場合、まずは両者の年間収入の多い方の扶養に入ることになります。例えば、年間収入が夫は420万円、妻は450万円の場合、妻の扶養に入ることになりますが、年間収入の差額割合は約6.7%(年間収入の差額割合が10%以内)のため、「主として生計を維持する者」が夫の場合は、子どもは夫の健康保険の被扶養者となります。そのため、配偶者の年収の状況も確認の上、届出を行う必要があります。

被扶養者の届出は、その年収が要件を満たしているかという点に着目しがちですが、共働きの夫婦のような場合には、家族全体の状況を確認する必要があります。手続きの際の確認事項をまとめるとともに、ご相談のケースでは家族手当の支給基準が現状のままでよいか、検討してもよいでしょう。

※ 参考:「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について(令和3年4月30日保保発0430第2号・保国発0430第1号)」

2. 実務上の判断

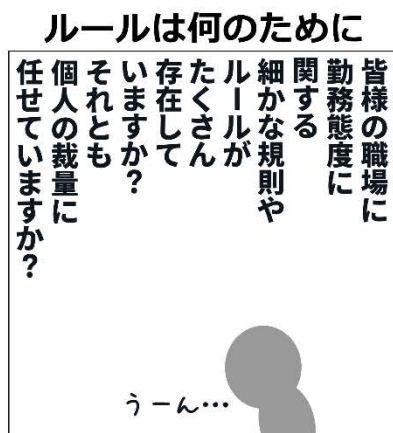
今回の質問のように、共働きで夫婦共に健

事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『ルールは何のために』



ワンポイントアドバイス



事例でのサエコさんは、スタッフの身だしなみに対して利用者様からの指摘が増えたことをきっかけに、身だしなみ用のチェックリストを作成したところ、あれもこれもと、どんどんチェック項目が多くなり困ってしまったようです。

チェック項目が多く、細くなると、まるで禁止令のようになっていきます。いったい、なぜこのようなことになったのでしょうか？

実はサエコさんは、スタッフの身だしなみが乱れた原因である新人スタッフに必要なだからと、スタッフ全員に対してチェックリストを作成したようです。

チェックリストを作成すること自体は問題がなくても、ルールが厳しさを増したり、細くなったりするのは、誰かに不安を与える場合があります。

そもそも信頼のある言動が伴っていれば、ルールで縛られることはないのです。

好き勝手に自由な振る舞いを続け、ルールを守れない人がいるならば、状況に応じてその人に対して細かく・厳しく接しなくてはなりません。

規則やルールは必ずしも厳密なものがよいとは限りません。自由に伸び伸び仕事ができるよう、**スタッフ一人ひとりの規律性**が重要です。